

第247回 役員会 議事録

日 時：平成30年 3月19日（月）
経営協議会終了後
場 所：事務局第1会議室

出席者

学 長（議長） 長谷部
理 事 大門，森下，中村，箱田

（陪席）
副学長 高木

I 議事録確認

第246回議事録（案）（資料1）について，原案のとおり確認した。

II 審議事項

1. 平成30年度計画について

理事（研究・評価担当）から，資料2に基づき，平成30年度年度計画（案）について説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

2. 平成30年度予算編成方針（案）等について

理事（財務・施設担当）・事務局長から，資料3に基づき，平成30年度本学予算は第3期中期目標に従った中期計画及び年度計画に定める教育研究活動を推進するため，収入予算を見込み，これらを原資として支出予算を編成した基本方針について説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

3. 平成30年度学長戦略経費の配分方針（案）について

議長（学長）から，資料4に基づき，本学のさらなる教育研究活動の活性化や新たな強み・特色となる分野の醸成，学長を支援する体制の強化など，業務運営の改善を図るとともに学長がリーダーシップを発揮し，第3期ビジョンを達成するために，自己改革・新陳代謝の実行に資することを基本方針とした配分方針について説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

4. 財政改革方針及びアクションプランの見直しについて

理事（財務・施設担当）・事務局長から，資料5に基づき，平成30年度以降の第3期における学内収支推計及びアクションプランにおける取組の進捗状況により見直したい旨の説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

5. 国立大学法人横浜国立大学組織運営規則の一部を改正する規則等の制定（案）について

理事（総務担当）から，資料6及び6-1～6-9，参考に基づき，国立大学法人横浜国立大学と横浜国立大学の骨格を強化すること，大学院教育強化推進センター設置による全学教育研究施設の整備を行うこと，ハラスメントの相談体制を強化すること，事務組織の改編，その他事項の整備を行うため，必要な関係規則の改正及び制定する旨の説明があり，審議の結果，原案のとおり承認された。

6. 国立大学法人横浜国立大学教員の任期に関する規則の一部を改正する規則の制定（案）について
理事（総務担当）から、資料7及び7-1に基づき、大学院教育強化推進センターにおいて任期付き教員を採用すること、高大接続・全学教育推進センターにおいて任期付き教員が在職しなくなることに伴い、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
7. 国立大学法人横浜国立大学非常勤職員就業規則の一部を改正する規則の制定（案）について
理事（総務担当）から、資料8及び8-1に基づき、平成30年度以降、労働契約法の規定に基づく無期転換権の発生が見込まれることから、同法の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
8. 国立大学法人横浜国立大学有期雇用教職員の就業等に関する規則の一部を改正する規則の制定（案）について
理事（総務担当）から、資料9及び9-1に基づき、先端科学高等研究院等において運営費交付金を財源とする特任教員を採用すること、国立大学法人横浜国立大学教職員の配偶者同行休業に関する規則を制定することに伴い、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
9. 国立大学法人横浜国立大学教職員就業規則の一部を改正する規則等及び国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則等の制定（案）について
理事（総務担当）から、資料10及び10-1～10-8、参考に基づき、配偶者同行休業制度を導入し、有為な教職員の継続的な勤務を促進すること、平成30年度の地域手当支給率を引き続き14%とすること、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う人事院規則等の制定に準じた措置をとること、役員の退職手当支給率に基準を国家公務員の規定に準ずることの要請に応ずるため、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
10. 国立大学法人横浜国立大学固定資産管理規則等の一部を改正する規則等の制定（案）について
理事（財務・施設担当）・事務局長から、資料11及び11-1～11-3に基づき、本学の建物等の効率的・機動的な運用及び管理を行うために建物等の管理及び使用に関する規則を制定することに伴い、固定資産管理規則及び全学共通利用スペース運用規則について所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
11. 横浜国立大学大学院学則の一部を改正する学則の制定（案）について
副学長（教育担当）から、資料12及び12-1に基づき、学校教育法施行規則に規定する大学院入学資格の改正及び大学院国際社会科学府の教職員課程の認定を取り下げることに伴い、必要な改正を行う旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
12. 平成30年度理事の教育研究担当について
議長（学長）から、資料13に基づき、平成30年度理事の教育研究担当について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。
13. クロスアポイントメントの適用申請について
理事（総務担当）から、資料14に基づき、国際社会科学研究院及び環境情報研究院から各1名の申請について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。